

サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

一 原子力災害の発生を防止するためのサイバーセキュリティの確保

国は、サイバーセキュリティに対する脅威により原子力災害（原子力災害対策特別措置法第二条第一号に規定する原子力災害をいう。）が生ずることを防止するため、原子力事業所（同条第四号に規定する原子力事業所をいう。）における安全の確保に関する基準においてサイバーセキュリティの確保につき必要な定めをし、及びその遵守を確保することその他の必要な施策を講ずるものとする。

（サイバーセキュリティ基本法第十五条の二関係）

二 サイバーセキュリティ戦略本部の所掌事務の追加

サイバーセキュリティ戦略本部は、一の基準の策定等に関しサイバーセキュリティの確保の見地から原子力規制委員会に対し必要な助言、情報の提供その他の援助を行うものとする。

（サイバーセキュリティ基本法第二十五条第一項第四号関係）

三 その他

その他所要の規定の整理を行うものとする。